

大田市告示第132号

大田市障がい児保育事業実施要綱(平成19年大田市告示第45号)の一部を次のように改正する。

令和8年5月27日

大田市長 楫野 弘和

第3条第1項第5号を次のように改める。

- (5) 前各号の児童と同程度の障害を有すると障がいに関する専門的知見を有する者(児童相談所長、医師、巡回支援専門員等)が判定した児童で、市長が保育の実施上特別な配慮を要すると認めた児童

附 則

この告示は、令和8年5月27日から施行し、令和8年4月1日から適用する。